

第2回

根室市農業委員会総会

議事録

日 時 令和5年8月22日(火)

自 10時30分

至 11時30分

場 所 根室市役所中会議室

根室市農業委員会

議席番号	氏名	出席	欠席	備考
1	福田光宏	○		
2	市橋久	○		
3	泉久保仁	○		
4	小笠原忠行	○		
5	吉田純一	○		
6	工藤良広	○		
7	三ツ木正己	○		
8	加藤珠江	○		
9	横峯祐子	○		
10	田中俊彦	○		
11	野村正浩	○		
事務局	事務局長	鵜飼豪生	○	
	農地主査	鈴木千亜紀	○	
	局員	武井風雅	○	

出席委員(11名)

- | | | |
|-----|-----|----|
| 1番 | 福田 | 光宏 |
| 2番 | 市橋 | 久 |
| 3番 | 泉久 | 保仁 |
| 4番 | 小笠原 | 忠行 |
| 5番 | 吉田 | 純一 |
| 6番 | 工藤 | 良広 |
| 7番 | 三ツ木 | 正己 |
| 8番 | 加藤 | 珠江 |
| 9番 | 横峯 | 祐子 |
| 10番 | 田中 | 俊彦 |
| 11番 | 野村 | 正浩 |

出席職員

- | | | |
|------|----|-----|
| 事務局長 | 鵜飼 | 豪生 |
| 農地主査 | 鈴木 | 千亜紀 |
| 農地担当 | 武井 | 風雅 |

議 事 日 程

1. 総 会 成 立 報 告
2. 総 会 開 会 宣 言
3. 議事録署名委員の指名
4. 議 事 参 与 の 制 限
5. 会 務 報 告
6. 議 件

報告第1号 農地法第5条の規定による報告について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 現況証明願について

議案第3号 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件確認について

議案第4号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)について

議案第5号 根室市農業委員会の所管に係る根室市個人情報保護条例施行規則を廃止する規定について

7. そ の 他

第 2 回 総 会 議 事 進 行

事 務 局 長	只今から、第 2 回農業委員会総会を開催いたします。 開催にあたり会長よりご挨拶を申し上げます。
議 長	(あいさつ)
議 長	委員の出欠状況について、事務局より報告をさせます。
事務局長	本日の出席委員は 11 名全員の出席です。 以上で報告を終わります。
議 長	只今、事務局長より報告がありましたように、現在のところ 11 名の出席でございますので、「農業委員会等に関する法律」第 27 条第 3 項並びに、「根室市農業委員会会議規則」第 6 条の規定に基づき、総会が成立していることをご報告いたします。
議 長	これより第 2 回総会を開会いたします。
議 長	次に議事録署名委員の指名ですが、議長より指名いたします。 議事録署名委員に 3 番 泉久保仁委員、4 番 小笠原忠行委員以上の委員を指名いたします。
議 長	次に、議事参与の制限について申し上げます。 「農業委員会等に関する法律」第 31 条並びに「根室市農業委員会会議規則」第 10 条の規定により該当する委員はございません。
議 長	次に、会務報告をいたします。事務局より報告をさせます。
事務局長	(会務報告)
議 長	これより報告第 1 号「農地法第 5 条の規定による報告について」を上程いたします。 事務局より説明いたします。 (指名) 鈴木主査。

<p>鈴木</p>	<p>報告第1号。農地法第5条の規定による転用について。農地法第5条の規定により転用許可申請がありましたが、農地法第5条第1項の但し書きの規定により許可を要しないので報告します。 報告番号1。1. 申請者、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇。2. 所有者、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇。3. 土地の表示、所在、〇〇〇〇〇〇、公簿地目〇〇〇、現況地目〇〇〇、全地面積〇〇〇〇〇〇m²、転用面積〇〇〇m²。3. 転用しようとする理由、電気通信事業法に基づく認定電気通信事業者の用に供する施設。4. 転用の目的に係る事業又は施設の概要、〇〇〇、〇〇〇m²。5. 工事期間、令和〇年〇月頃～令和〇年〇月頃。6. 土地の所在は次のページの通りとなります。</p>
<p>議長</p>	<p>報告第1号 に関して質疑に入ります。</p>
<p>議長</p>	<p>順次発言を許します。</p>
<p>(委員)</p>	<p>「ありません」</p>
<p>議長</p>	<p>お諮りいたします。以上をもって本案の質疑を終結しますが、ご異議ありませんか。</p>
<p>(委員)</p>	<p>「異議なし」</p>
<p>議長</p>	<p>これで報告第1号の報告を終了いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事務局より説明いたします。 (指名) 鈴木主査。</p>
<p>鈴木</p>	<p>議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定による農地等の権利の移転の許可申請があったので承認を求めます。 申請番号1。1. 賃借権設定の当事者、賃貸人、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇。賃借人、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇。2. 土地の表示、所在、〇〇〇、地番、〇〇〇、公簿地目〇〇〇、現況地目〇</p>

		<p>〇〇、面積、〇〇〇〇〇〇㎡、利用状況、〇〇〇。3. 賃借権設定の事由、貸主、〇〇〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇〇〇。4. 契約の内容、契約の種類、〇〇〇、賃貸借及び土地の引渡し時期、農地法第3条許可次第、価格、〇〇〇〇〇〇円、賃貸借の期間、〇年間。5. 借主の経営状況、家族〇名、農従者〇名、経営地、畑〇〇〇〇〇〇㎡、採草放牧地〇〇〇㎡、計〇〇〇〇〇〇㎡、家畜頭数、牛〇〇〇頭。6. 土地の所在は次のページの通りとなります。</p> <p>申請番号2、1. 所有権の移転の当事者、譲渡人、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇。2. 土地の表示、所在、〇〇〇〇〇〇、地番〇〇〇番外〇筆。公簿地目〇〇〇、現況地目〇〇〇。登記の有無、有。面積、〇〇〇㎡外〇筆計〇〇〇〇〇〇㎡。利用目的、〇〇〇。3. 権利を移転しようとする理由、譲渡人、〇〇〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇〇〇。4. 契約の内容、契約の種類、〇〇〇、土地の引渡し時期、農地法3条許可次第、対価の額、〇〇〇〇〇〇円、資金調達の方法、〇〇〇。5. 当事者の経営計画、家族〇名、農従者〇名、経営地、畑〇〇〇〇〇〇㎡、採草放牧地〇〇〇㎡、計〇〇〇〇〇〇㎡、家畜頭数、牛〇〇〇頭。6. 土地の所在は次のページの通りとなります。</p>
議	長	それでは、申請番号1に関して質疑に入ります。
議	長	順次発言を許します。
	(委員)	「ありません」
議	長	お諮りいたします。以上をもって本案の質疑を終結しますが、ご異議ありませんか。
	(委員)	「異議なし」
議	長	ご異議ないものと認め、申請番号1に関して採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成諸君の「挙手」を求めます。
議	長	全員挙手であります。

		よって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	続きまして、申請番号 2 に関して質疑に入ります。
議	長	順次発言を許します。
	(委員)	「ありません」
議	長	お諮りいたします。以上をもって本案の質疑を終結しますが、ご異議ありませんか。
	(委員)	「異議なし」
議	長	ご異議ないものと認め、申請番号 2 に関して採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成諸君の「挙手」を求めます。
議	長	全員挙手であります。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	次に、議案第 2 号「現況証明願について」を上程いたします。事務局より説明いたします。 (指名) 武井主事。
武	井	議案第 2 号、現況証明願について。次のとおり現況証明願があったので承認を求めます。受付番号 1、1. 願出人、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇。2. 所有者、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇。3. 土地の表示、所在、〇〇〇〇〇〇、地番、〇〇〇、公簿地目〇〇〇、現況地目〇〇〇、面積〇〇〇㎡、利用状況未利用地。4. 調査員氏名、福田委員・市橋委員他事務局。5. 申請の理由、〇〇〇〇〇〇のため。6. 土地の所在は次のページの通りとなります。
議	長	市橋委員、受付番号 1 に関して説明願います。
	市橋委員	8 月 14 日に福田委員、事務局と現地を見に行ってみりました。場所は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。現況としては原野となっており、農

		地・採草放牧地以外と判断いたしました。
議	長	それでは、受付番号 1 に関して質疑に入ります。
議	長	順次発言を許します。
	(委員)	「ありません」
議	長	お諮りいたします。以上をもって本案の質疑を終結しますが、ご異議ありませんか。
	(委員)	「異議なし」
議	長	ご異議ないものと認め、受付番号 1 に関して採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成諸君の「挙手」を求めます。
議	長	全員挙手であります。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	次に、議案第 3 号「農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の報告による要件確認について」を上程いたします。 事務局より説明いたします。 (指名) 鈴木主査。
鈴	木	議案第 3 号、農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件確認について。次の者から農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人報告書の提出があったので承認を求めます。今回報告があったのは〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇の 2 件です。
議	長	それでは、「〇〇〇〇〇〇」に関して質疑に入ります。
議	長	順次発言を許します。
	(委員)	「ありません」

議	長	お諮りいたします。以上をもって本案の質疑を終結しますが、ご異議ありませんか。
(委員)		「異議なし」
議	長	ご異議ないものと認め、「〇〇〇〇〇〇」に関して採決いたします。 本案は原案のとおり決することに賛成諸君の「挙手」を求めます。
議	長	全員挙手であります。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	続いて、「〇〇〇〇〇〇」に関して質疑に入ります。
議	長	順次発言を許します。
(委員)		「ありません」
議	長	お諮りいたします。以上をもって本案の質疑を終結しますが、ご異議ありませんか。
(委員)		「異議なし」
議	長	ご異議ないものと認め、「〇〇〇〇〇〇」に関して採決いたします。 本案は原案のとおり決することに賛成諸君の「挙手」を求めます。
議	長	全員挙手であります。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	次に、議案第4号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)について」を上程いたします 事務局より説明いたします。

		(指名) 鈴木主査。
鈴	木	議案第 4 号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について。農業委員会の法令遵守の申し合わせについて決議を求めます。詳細については、別紙のとおりとなります。
議	長	それでは、議案第 4 号に関して質疑に入ります。
議	長	順次発言を許します。
	(委員)	「ありません」
議	長	お諮りいたします。以上をもって本案の質疑を終結しますが、ご異議ありませんか。
	(委員)	「異議なし」
議	長	ご異議ないものと認め、議案第 4 号に関して採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成諸君の「挙手」を求めます。
議	長	全員挙手であります。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	次に、議案第 5 号「根室市農業委員会の所管に係る根室市個人情報保護条例施行規程を廃止する規定について」を上程いたします。 事務局より説明いたします。 (指名) 鈴木主査。
鈴	木	議案第 5 号、根室市農業委員会の所管に係る根室市個人情報保護条例施行規則を廃止する規定について。根室市農業委員会の所管に係る根室市個人情報保護条例施行規程(平成 11 年農業委員会規程第 5 号)の廃止について、承認を求めます。詳細については別紙のとおりとなります。

議	長	それでは、議案第4号に関して質疑に入ります。
議	長	順次発言を許します。
(委員)		「ありません」
議	長	お諮りいたします。以上をもって本案の質疑を終結しますが、ご異議ありませんか。
(委員)		「異議なし」
議	長	ご異議ないものと認め、議案第5号に関して採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成諸君の「挙手」を求めます。
議	長	全員挙手であります。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	お諮りいたします。本総会に付託された議案は全て議了いたしました。よって、本日の総会を閉会いたしたいと思っております。 これにご異議ありませんか。
(委員)		(なしの発言)
議	長	ご異議なしと認めます。よって本日の総会を閉会いたします。 ご苦労様でした。

議 長 野 村 正 浩

議事録署名委員 泉 久 保 仁
" 小 笠 原 忠 行